

林政審議会治山事業部会の概要について

1. 日時 平成17年3月14日(月) 13時30分～15時30分
 2. 場所 農林水産省林政部会議室
 3. 議題
 - (1)治山事業の現状及び経理の概要
 - (2)今後の治山事業の経理のあり方
 - (3)その他
 4. 概要
 - 治山事業の現状及び経理の概要、国有林野事業及びその経理の概要、会計経理の一般原則、今後の主要な検討課題等について説明の上、論議、意見交換が行われた。
 - 委員からは、
 - 治山事業の根拠法令は、治山治水緊急措置法が廃止されて以降、国有林野事業特別会計法となっているが森林法の中で位置づけるべきではないか。
 - 国有林野事業勘定と治山勘定を統合する際、国有林野事業と治山事業を統合しないのであれば、それぞれの収支を明らかにするため、内部区分を設けるなどの措置が必要になるのではないか。
 - 昭和35年に治山勘定を設けた際にはそれなりの理由があったはずであり、それが、今日、どのように変化してきたのか。
 - 両勘定を統合する際、治山勘定の資産や負債を現状のまま引き継ぐのか、時価評価するのかなど、資産評価の問題がある。
 - セグメント(区分)のあり方について議論する必要がある。
- 等の質問、意見があった。
- 本日の議論を踏まえた上で、次回は4月に審議が行われることとなった。

●問い合わせ先●

林野庁管理課松本・尾山・東(内線6373、6378)
電話 03-3502-8111(代表) 03-3591-4763(直通)

[戻る](#)